平成２１年（フ）第３１４号
岡山市東区東平島1630番地10
債務者　前田美和子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２２号
岡山市中区円山201番地２―202号
債務者　山室　義恵
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２８号
岡山市中区藤崎667番地５
債務者　遠部　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３４号
岡山県赤磐市合田25番地
債務者　若林佐代子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４８号
岡山市中区湊451番地　光ケ丘団地１―１
債務者　星本名奈子こと　李　名奈子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５７号
岡山市中区神下470番地９　パティオ東岡山203号、住民票上の住所岡山県備前市伊部968番地４
債務者　山田　敏幸
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６号
神奈川県相模原市田名5925番地　金井住宅
債務者　阿部鉄也こと　アベ　エリキ　テツヤ
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９号
和歌山県田辺市本宮町皆地338番地の２
債務者　髙野　静子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１９２７号
横浜市保土ケ谷区川島町585―７　セトル上星川Ｅ―201、住民票上の住所横浜市青葉区奈良町2743番地
債務者　齋藤　真樹
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７４号
静岡県焼津市大島657番地の３
債務者　中村　珠美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８６号
静岡市葵区上土１丁目11番２―102号
債務者　森竹　弘通
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７５号
静岡市葵区春日２丁目７番403号
債務者　若月　大和
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０４号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ４―306号
債務者　青柳　康治
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０６号
静岡県島田市扇町15番の３
債務者　谷村　順子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０７号
静岡県島田市扇町15番の３
債務者　谷村　衣沙
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１４号
静岡市駿河区曲金４丁目３番15号　曲金団地204号
債務者　広瀬　増雄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部